

# 岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 八 年 七 月 二 日

## 目 次

### 人事委員会規則

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ  
一

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月二日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十七号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三知事の部美術館の項中「副館長」を「副館長（総務部長を兼ねる副館長に限る。）」に、「部長」を「副館長（総務部長を兼ねる副館長を除く。）、部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和八年七月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁  
岐阜文芸社